様式例 (賃貸借)



農地(採草放牧地)賃貸借契約書

賃貸人及び賃借人は、農地法の趣旨に則り、この契約書に定めるところにより賃貸借契約を 締結する。

この契約書は、2通作成して賃貸人及び賃借人がそれぞれ1通を所持し、その写し1通を南 丹市農業委員会に提出する。

令和 年 月 日

賃貸人(甲)住所
氏名賃借人(乙)住所
氏名

1 賃貸借の目的物

甲は、この契約書に定めるところにより、乙に対して、別表1に記載する土地その他の物件を賃貸する。

- 2 賃貸借の期間
 - (1) 賃貸借の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日まで 年間と する。
 - (2) 甲又は乙が、賃貸借の期間の満了の1年前から6か月前までの間に、相手方に対して更新しない旨の通知をしないときは、賃貸借の期間は、従前の期間と同一の期間で更新する。
- 3 借賃の額及び支払期日

乙は、別表1に記載された土地その他の物件に対して、同表に記載された金額の借賃を同表に記載された期日までに甲の住所地において支払うものとする。

4 借賃の支払猶予

災害その他やむをえない事由のため、乙が支払期日までに借賃を支払うことができない場合には、甲は相当と認められる期日までその支払を猶予する。

5 転貸又は譲渡

乙は、本人又はその世帯員等が農地法第2条第2項に掲げる事由により借入地を耕作することができない場合に限って、一時転貸することができる。その他の事由により賃借物を転貸し、又は賃借権を譲渡する場合には、甲の承諾を得なければならない。

- 6 修繕及び改良
 - (1) 目的物の修繕及び改良が土地改良法に基づいて行なわれる場合には、同法に定めるところによる。
 - (2) 目的物の修繕は甲が行なう。ただし、緊急を要する場合その他甲において行なうことができない事由があるときは、乙が行なうことができる。
 - (3) 目的物の改良は乙が行なうことができる。

(4) 修繕費又は改良費の負担又は償還は、別表2に定めたものを除き、民法及び土地改良法に従う。

7 経常費用

- (1) 目的物に対する租税は、甲が負担する。
- (2) かんがい排水、土地改良等に必要な経常経費は、原則として乙が負担する。
- (3) 農業災害補償法に基づく共済金は、乙が負担する。
- (4) 租税以外の公課等で(2)及び(3)以外のものの負担は、別表3に定めるもののほかは、その公課等の支払義務者が負担する。
- (5) その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、借主が負担する。
- 8 目的物の返還及び立毛補償
 - (1) 賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から 日以内に、甲に対して目的 物を原状に復して返還する。ただし、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により損失が 生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合は、この限りではない。
 - (2) 契約終了の際目的物の上に乙が甲の承諾をえて植栽した永年性作物がある場合には、甲は、乙の請求により、これを買い取る。
- 9 この賃貸借契約に附随する権利又は義務
- 10 契約の変更

契約事項を変更する場合には、その変更事項をこの契約書に明記しなければならない。

11 その他この契約書に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

別表1 土地その他の物件の目録等

土地その他	の物件	の表示			借賃		
所在	地番	地目	面積 (㎡)	単位当 り金額	総額	支払期日	備考

別表2 修繕費又は改良費の負担に係る特約事項

	賃貸人及び賃借人の費	賃借人の支払額につい				
修繕又は改良の工事名	用に関する支払区分の	ての賃貸人の償還すべ	備考			
	内容	き額及び方法				

別表3 公課等負担に係る特約事項

公課等の種類	負担区分の内容	備考

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 2 契約の目的物は別表1に表示します。この場合において、建物、宅地等が農地等と客観的にみて不可分の状態にあるか、又は別々に契約することが不適当な場合には、これらを含めて記載してください。

土地は一筆ごと、建物その他の物件は一個ごとに所在、地番及び地目又は種類、面積及び数量並びにこれらの借賃の額、支払時期及び支払方法を記載してください。

「面積」欄には、登記簿の地積と実際の面積とが異なる場合は、登記簿の地積のほかに 契約上決めた実際の面積を記載し、さらにその土地の畦畔面積又は土地の一部が溝となっ ているときは、その面積を記載してください。ただし、土地に付随して賃貸している溝が あってもその溝が別の地番である場合は、別行に記載してください。

- 3 賃貸借の期間については、農地法第17条に規定する一時賃貸借である場合には、「1年前から6か月前まで」を「6か月前から1か月前まで」とします。
- 4 借賃の額は、一筆ごと又は一個ごとに記載してください。借賃の支払の方法が賃貸人の 農業協同組合の預金口座への払込みによる場合には、「賃貸人の住所において支払う」を 「賃貸人が○○農業協同組合に有する預金口座に払い込む」とします。なお、金銭以外の ものを支払う借賃の定めがある場合においては、借賃の支払方法についての特約があると きは、その旨記載してください。
- 5 賃貸借の目的物の修繕及び改良についての負担区分は当事者間で取り決めた内容を別表2に記載してください。

修繕改良工事によって生じた施設の所有区分及び補償内容等を定めた場合は別表2の 備考欄にこれらの事項を記載してください。

- 6 経営費用の負担区分については当事者間で取り決めた内容を別表3に記載してください。
- 7 賃借物の返還については、契約期間満了の日から「何日以内」に返還する旨を記載して ください。
- 8 「賃貸借契約に付随する権利又は義務」欄には、この賃貸借契約に附随する権利義務に 関する契約がある場合に記載してください。

様式例 (使用貸借)

-	収	入	
	印	紙	

農地(採草放牧地)使用貸借契約書

貸人及び借人は、農地法の趣旨に則り、この契約書に定めるところにより使用貸借契約を締結する。

この契約書は、2通作成して貸人及び借人がそれぞれ1通を所持し、その写し1通を南丹市 農業委員会(以下「農業委員会」という。)に提出する。

令和	年	月	日	
				住所
			貸人 (甲)	
				氏名
				住所
			借人(乙)	
				氏名

1 使用貸借の目的物

甲は、この契約書に定めるところにより、乙に対して、別表1に記載する土地その他の物件を使用貸借する。

- 2 使用貸借の期間
- (1) 使用貸借の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日まで 年間 とする。
- (2) 甲または乙が、使用貸借の期間の満了の1年前から6箇月前までの間に、相手方に対して更新しない旨の通知をしないときは、使用貸借の期間は、従前の期間と同一の期間で更新する。
- 3 使用料の額

別表1に記載された土地その他の物件の使用料は無料とする。

4 転貸

乙は、目的物を転貸し、またはこの契約による権利を移転してはならない。

- 5 修繕および改良
- (1) 目的物の修繕および改良が土地改良法に基づいて行なわれる場合には、同法に定めるところによる。
- (2) 目的物の修繕は、甲が行なう。ただし、緊急を要する場合その他甲において行なうことができない事由があるときは、乙が行なうことができる。
- (3) 目的物の改良は乙が行なうことができる。
- (4) 修繕費または改良費の負担または償還は、別表2に定めたものを除き、民法および土地 改良法に従う。
- 6 契約の解除
- (1) 乙が本契約に違反したときは、甲はいつでもこの契約を解除することができる。

(2) 乙が死亡した場合は、本契約は終了する。

7 契約の終了

- (1) 契約が終了したときは、乙は、その終了の日から 日以内に、甲に対して目的物を原 状に復して返還する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じ た場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りでない。
- (2) 契約終了の際、目的物の上に乙が甲の承諾をえて植栽した永年性作物がある場合には、甲は、乙の請求により、これを買い取る。

8 経常費用

- (1) 目的物に対する租税は、甲が負担する。
- (2) かんがい排水、土地改良等に必要な経常費は、原則として乙が負担する。
- (3) 農業災害補償法に基づく共済金は、乙が負担する。
- (4) 租税以外の公課等で(2)および(3)以外のものの負担は、別表3に定めるもののほかは、その公課等の支払義務者が負担する。
- (5) その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、乙が負担する。

9 契約の変更

契約事項を変更する場合には、その変更事項をこの契約書に明記し、かつ、農業委員会に通知しなければならない。

10 協議

この契約に定める事項について疑義が生じた場合、またはその他この契約書に定めのない 事項については、甲乙が協議して定める。

別表1 土地その他の物件の目録等

土地の表示		地	目	面	積	用途	備考
土地の所在	地番	台帳	現況	台帳	現況	用坯	加与

別表2 修繕費または改良費の負担に係る特約事項

修繕または改良の工事名	貸人及び借人の費用に関 する支払区分の内容	借人の支払額についての 貸人の償還すべき額及び 方法	備考

別表3 公課等負担に係る特約事項

MINO AW 1 MINO WALL W		
公課等の種類	負担区分の内容	備考

様式例(契約解除あり)

収入 印紙

農地 (採草放牧地) 賃貸借契約書

賃貸人及び賃借人は、農地法の趣旨に則り、この契約書に定めるところにより賃貸借契約を 締結する。

この契約書は、2通作成して賃貸人及び賃借人がそれぞれ1通を所持し、その写し1通を南 丹市農業委員会に提出する。

令和 年 月 日

賃貸人(甲)住所氏名賃借人(乙)住所氏名

1 賃貸借の目的物

甲は、この契約書に定めるところにより、乙に対して、別表1に記載する土地その他の物件を賃貸する。

- 2 賃貸借の期間
 - (1) 賃貸借の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日まで 年間と する。
 - (2) 甲又は乙が、賃貸借の期間の満了の1年前から6か月前までの間に、相手方に対して更新しない旨の通知をしないときは、賃貸借の期間は、従前の期間と同一の期間で更新する。
- 3 契約の解除

甲は、乙が目的物たる農地を適正に利用していないと認められる場合には賃貸借契約を解除するものとする。

4 借賃の額及び支払期日

乙は、別表1に記載された土地その他の物件に対して、同表に記載された金額の借賃を同表に記載された期日までに甲の住所地において支払うものとする。

5 借賃の支払猶予

災害その他やむをえない事由のため、乙が支払期日までに借賃を支払うことができない場合には、甲は相当と認められる期日までその支払を猶予する。

6 転貸又は譲渡

乙は、本人又はその世帯員等が農地法第2条第2項に掲げる事由により借入地を耕作することができない場合に限って、一時転貸することができる。その他の事由により賃借物を転貸し、又は賃借権を譲渡する場合には、甲の承諾を得なければならない。

- 7 修繕及び改良
 - (1) 目的物の修繕及び改良が土地改良法に基づいて行なわれる場合には、同法に定めるところによる。

- (2) 目的物の修繕は甲が行なう。ただし、緊急を要する場合その他甲において行なうことができない事由があるときは、乙が行なうことができる。
- (3) 目的物の改良は乙が行なうことができる。
- (4) 修繕費又は改良費の負担又は償還は、別表2に定めたものを除き、民法及び土地改良法に従う。

8 経常費用

- (1) 目的物に対する租税は、甲が負担する。
- (2) かんがい排水、土地改良等に必要な経常経費は、原則として乙が負担する。
- (3) 農業災害補償法に基づく共済金は、乙が負担する。
- (4) 租税以外の公課等で(2)及び(3)以外のものの負担は、別表3に定めるもののほかは、その公課等の支払義務者が負担する。
- (5) その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、借主が負担する。
- 9 目的物の返還及び立毛補償
 - (1) 賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から 日以内に、甲に対して目的 物を原状に復して返還する。ただし、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により損失が 生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合は、この限りではない。
 - (2) 契約終了の際目的物の上に乙が甲の承諾をえて植栽した永年性作物がある場合には、甲は、乙の請求により、これを買い取る。
 - (3) 甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の 年分に相当する金額を違約金として支払う。
- 10 この賃貸借契約に附随する権利又は義務
- 11 契約の変更

契約事項を変更する場合には、その変更事項をこの契約書に明記しなければならない。

12 その他この契約書に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

別表1 土地その他の物件の目録等

土地その他	の物件	の表示			借賃		
所在	地番	地目	面積 (㎡)	単位当 り金額	総額	支払期日	備考

別表2 修繕費又は改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	賃貸人及び賃借人の費 用に関する支払区分の 内容		備考
	门谷	さ領及い方伝	

別表3 公課等負担に係る特約事項

公課等の種類	負担区分の内容	備考

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 2 契約の目的物は別表1に表示します。この場合において、建物、宅地等が農地等と客観的にみて不可分の状態にあるか、又は別々に契約することが不適当な場合には、これらを含めて記載してください。

土地は一筆ごと、建物その他の物件は一個ごとに所在、地番及び地目又は種類、面積及び数量並びにこれらの借賃の額、支払時期及び支払方法を記載してください。

「面積」欄には、登記簿の地積と実際の面積とが異なる場合は、登記簿の地積のほかに 契約上決めた実際の面積を記載し、さらにその土地の畦畔面積又は土地の一部が溝となっ ているときは、その面積を記載してください。ただし、土地に付随して賃貸している溝が あってもその溝が別の地番である場合は、別行に記載してください。

- 3 賃貸借の期間については、農地法第17条に規定する一時賃貸借である場合には、「1年前から6か月前まで」を「6か月前から1か月前まで」とします。
- 4 「農地を適正に利用していない」とは、農地法第4条及び第5条に違反しているもの、 農地法第30条第3項1号に該当する場合等とします。
- 5 借賃の額は、一筆ごと又は一個ごとに記載してください。借賃の支払の方法が賃貸人の 農業協同組合の預金口座への払込みによる場合には、「賃貸人の住所において支払う」を 「賃貸人が○○農業協同組合に有する預金口座に払い込む」とします。なお、金銭以外の ものを支払う借賃の定めがある場合においては、借賃の支払方法についての特約があると きは、その旨記載してください。
- 6 賃貸借の目的物の修繕及び改良についての負担区分は当事者間で取り決めた内容を別表2に記載してください。

修繕改良工事によって生じた施設の所有区分及び補償内容等を定めた場合は別表2の 備考欄にこれらの事項を記載してください。

- 7 経営費用の負担区分については当事者間で取り決めた内容を別表3に記載してください。
- 8 賃借物の返還については、契約期間満了の日から「何日以内」に返還する旨を記載して ください。
- 9 「賃貸借契約に付随する権利又は義務」欄には、この賃貸借契約に附随する権利義務に 関する契約がある場合に記載してください。